

一般社団法人日本医学会連合
加盟学会 各位

平素より日本医学会連合の活動にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。
現在、国会では個人情報保護法改正案が、2026 年 6 月中の成立を目指して審議されています。
この改正案には、「個人情報取扱事業者は、第三者が個人情報を統計作成などの目的で取り扱う必要がある場合、本人の同意を得ずにその第三者へ個人情報を提供することができる」ことを柱とした、いわゆる「統計例外」の導入が検討されています。
国会での議論では、生成 AI を含む AI 開発も「統計」の範囲に含まれることとし、これによって我が国の AI 開発の促進を目指すものとされています。

日本医療情報学会からの提案を受けて、日本医学会連合は医学・医療におけるデータの利活用と個人情報保護の両立を図る観点から、今回の改正案はデータの利活用を促進する意図ではあるものの、個人情報保護に重大な懸念があると判断し、会長・副会長で協議し、緊急に別添の意見書を個人情報保護委員会の委員長に発出しました。
本事案の医学・医療における重要性に鑑み、日本医学会連合として更なる検討を行ってまいります。

取り急ぎ、ご報告いたします。

一般社団法人日本医学会連合
会長 門脇 孝

2026 年6月18 日

個人情報保護委員会
委員長 手塚 悟 殿

一般社団法人日本医療情報学会
代表理事 横井 英人
一般社団法人日本医学会連合
会 長 門脇 孝

2026年 個人情報保護法改正案「統計・AI 例外(第 30 条の 2 第 5 項)」を懸念する意見書

現在、国会では個人情報保護法の「3 年ごと見直し」を実施する改正案が、2026 年 6 月中の成立を目指して審議されている。この改正案には、「個人情報取扱事業者は、第三者が個人情報を統計作成などの目的で取り扱う必要がある場合、本人の同意を得ずにその第三者へ個人情報を提供することができる」ことを柱とした、いわゆる「統計例外」の導入が検討されている。国会での議論では、生成 AI を含む AI 開発も「統計」の範囲に含まれることとし、これによって我が国の AI 開発の促進を目指すものとされている。

一方、AI や統計を含むデータサイエンス・データ産業の推進は、データを利用される当事者(データ主体)の信頼を得られなければ実現できない。特に、機微な情報を扱う医療データサイエンスの分野ではその重要性が際立っており、医療データサイエンスや疫学に関わる研究者らは、「データサイエンス」という言葉が生まれる遙か以前から、データを提供してくださる患者や市民と丁寧に対話を重ね、時に特別な法律や条例などを整備しながら、信頼を醸成することに心を配ってきた。逆にデータ利活用を急ぐあまり信頼の醸成がおろそかになれば、データ利活用活動全体に急速なブレーキがかかることが懸念される。このことは、2019 年の豪州 MyHealthRecord、2021 年の英国 NHS(National Health Service)など、多くの事例で既に示されている。

ところが、今回の改定をめぐる議論では、法案提出後に「データの取扱に関する安全性が法で担保されていない」という点に批判が集まり、修正を求める声が上がっている。実際この法案では、要配慮個人情報を含む個人情報そのものを第三者に提供できることとしているが、提供を受けた「第三者」が受領したデータを不正利用せず、安全に管理できるかどうかを事前に評価する仕組みが示されていない。衆議院などでの議論では、法の範囲内で「第三者」に課すルールなどをガイドラインとして示すとされているものの、「第三者」の安全管理能力などを評価する責任はデータ提供者、すなわち医療機関にあるとされ、不正行為が発生した場合に事後的に課される「課徴金」が安全装置であるとされている。しかしこれでは、「トラブルが発生したときにデータ主体(患者本人)に危害が及ばない」ことが保証されず、医療機関がデータを提供する際の負担も軽減されないため、到底信頼を得られるものではない。

信頼を得るべき相手は国内にとどまらない。医療データサイエンス研究や AI 開発は、国際的な協調・競争のもとで行われている。国際的には欧州 GDPR (General Data Protection Regulation) に沿うことが主流となっており、前回の個人情報保護法改定では、医療データ研究について GDPR との「同一性認定」を得るために、学術例外の範囲を狭め、データの安全管理などを法律上の義務として課した前例がある。しかし今回の改定では、「統計例外」で個人データを受領する「第三者」に対する安全管理義務はガイドラインに委ねられている。しかしながらこれでは、「統計例外 (AI は含まれていない)」を一定程度認める第 89 条において、「データ最小化原則の遵守」と「法による統制」を求めている GDPR とおおよそ同等・同水準とは言えず、広い領域にわたって同一性認定を失い、我が国の医療データサイエンス・AI 開発が国際的信頼や競争力を失う恐れがある。

以上のことから、本改正案において「医療情報取扱事業者」が「第三者」に提供するデータについて「データ最小化原則に基づいて定める」ことと、当該「第三者」に安全管理措置を法で求めることを、強く要請するものである。なお、データ最小化を行えば自ずとデータは仮名化されることになる。また、安全管理の方法には、「第三者」を認定すること、PETs (Privacy-Enhancing Technologies) の活用を求めることなど、多くの方法が考えられる。

以上